七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等 ［ニ～ト　略］ 三　［略］	の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等 ［ニ～ト　同上］ 三　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

○内閣府令・財務省令・経済産業省令第一号

銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年五月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省令・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第五章　略］ ［第六章　商工組合中央金庫電子決済等代行業（第八十九条の二―第八十九条の三十）］ ［第七章　雑則（第九十条―第九十三条）］ 附則	目次 ［第一章～第五章　同上］ ［第六章　雑則（第九十条―第九十二条）］ 附則
（金融等デリバティブ取引） **第十一条**　法第二十一条第四項第十八号に規定する類似する取引であって主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。） イ　［略］ ロ　商品及びその対価の授受を約する売買取引であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの ［(1)・(2)　略］ ［二・三　略］ ［2・3　略］ （預金者等に対する情報の提供） **第十三条**　商工組合中央金庫は、法第二十四条第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。 ［一～六　略］ ［2～4　略］ （特定取引勘定） **第十八条**　商工組合中央金庫は、特定取引を行う場合であって、次に掲げる要件の全てに該当するときは、特定取引及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区分して経理するため、特別の勘定（以下「特定取引勘定」という。）を設けなければならない。この場合において、商工組合中央金庫が当該要件のいずれかに該当しないとき又はいずれにも該当しないときであっても特定取引勘定を設けることを妨げない。 ［一・二　略］ ［2～5　略］	（金融等デリバティブ取引） **第十一条**　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］ ロ　商品及びその対価の授受を約する売買取引であって、次に掲げる要件のすべてを満たすもの ［(1)・(2)　同上］ ［二・三　同上］ ［2・3　同上］ （預金者等に対する情報の提供） **第十三条**　商工組合中央金庫は、法第二十四条第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。 ［一～六　同上］ ［2～4　同上］ （特定取引勘定） **第十八条**　商工組合中央金庫は、特定取引を行う場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当するときは、特定取引及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区分して経理するため、特別の勘定（以下「特定取引勘定」という。）を設けなければならない。この場合において、商工組合中央金庫が当該要件のいずれかに該当しないとき又はいずれにも該当しないときであっても特定取引勘定を設けることを妨げない。 ［一・二　同上］ ［2～5　同上］